

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	第一種特定製品の管理の適正化のための措置	府省名	環境省・経済産業省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
費用の分析	① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
	⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
	⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲等に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、第一種特定製品の管理者の数が分かれば、御教示ください。

○ 環境省・経済産業省の説明

第一種特定製品の管理者（通常は、第一種特定製品の所有者が該当する場合が多いと見込まれるが、リース契約等に係る製品については所有者以外の賃借人等が管理者となる場合も想定される。）については、実数把握はしていない（事業者ヒアリングに基づく推計によれば、市中にある第一種特定製品は2,000万台に上り、その使用者は300万事業者に上ると見込まれているところ。）。

《代替案との比較に係る参考情報》

○ 当省の照会

代替案②について、「義務付けはせず、管理者の自主的な排出抑制努力を促す。」としていますが、ベースラインとの差異を御教示ください。

○ 環境省・経済産業省の説明

事前評価書に記載した代替案①②については、改正後の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第16条において「第一種特定製品の管理者が使用等に際して取り組むべき措置に関して管理者の判断の基準となるべき事項」を定め、一定規模以上等の要件に該当する第一種特定製品の管理者に対しては勧告・命令等を行うこととできることとしているが、当該管理者の判断の基準となるべき事項として、全ての第一種特定製品に定期点検義務・勧告・命令等の対象化を課すものとして定めるものが代替案①であり、法的義務ではなく自主的取組として定期点検を求めるものが代替案②である。

御指摘のベースラインについては、規制の新設又は改廃を行わず、事業者による自主的な取組も求めない無対策ケースを想定しており、代替案②とは異なるものである。